



京丹後市こども計画

策定方針（案）

京丹後市こども部

2025/07/25

01

こども計画とは

**全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態
(ウェルビーイング) で生活を送ることができる
社会の実現を目指して市が策定する計画**

- ✓ 国の「こども基本法」及び「こども大綱」に基づき、市が策定するこども・若者に関わる総合的な計画
- ✓ こどもを権利の主体として尊重
- ✓ こどもや若者の意見反映を義務付け
- ✓ ライフステージごとの課題・ニーズに応じた施策に加え、貧困、居場所づくりなどすべての年代に共通する課題に対応



02

計画策定の背景 ～国の動き～

こども基本法の施行・こども大綱の策定

- 少子化の進行に歯止めがかからない一方で、児童虐待相談や不登校、ヤングケアラー、貧困家庭の増加など、子どもを巡る社会課題が深刻化。
- こうした中、国では、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に進めていくための包括的な法である「こども基本法」を令和5年4月に施行し、こども家庭庁が発足。同年12月には、これまでの少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱・こどもの貧困対策の推進に関する大綱の3つを束ねた「こども大綱」を策定し、“こどもまんなか社会”の実現を目指している。
- こども基本法第10条において、市町村は、国の「こども大綱」を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされている。

年代	社会の動き
1990年代	・日本がこどもの権利条約を批准（1994年） ・戦後最低の出生率を記録（1.57ショック） ・子育て世代の孤立、保育ニーズの多様化、子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校といった問題が顕在化
2000年代	少子化対策基本法、次世代育成支援対策推進法、いじめ防止対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子ども・若者育成支援推進法制定 →厚労省、文科省、内閣府等担当省庁が複数にまたがることによる縦割りの弊害指摘
2020年頃～	・児童虐待相談件数、不登校件数が過去最多を記録。 ・コロナ禍により子どもを取り巻く状況が深刻化。
2021年	政府がこども家庭庁創設を表明
2023年	こども家庭庁創設、こども基本法施行 こども大綱策定

■こども基本法 こども施策の6つの基本理念

1

すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2

すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3

年齢や発達の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。

4

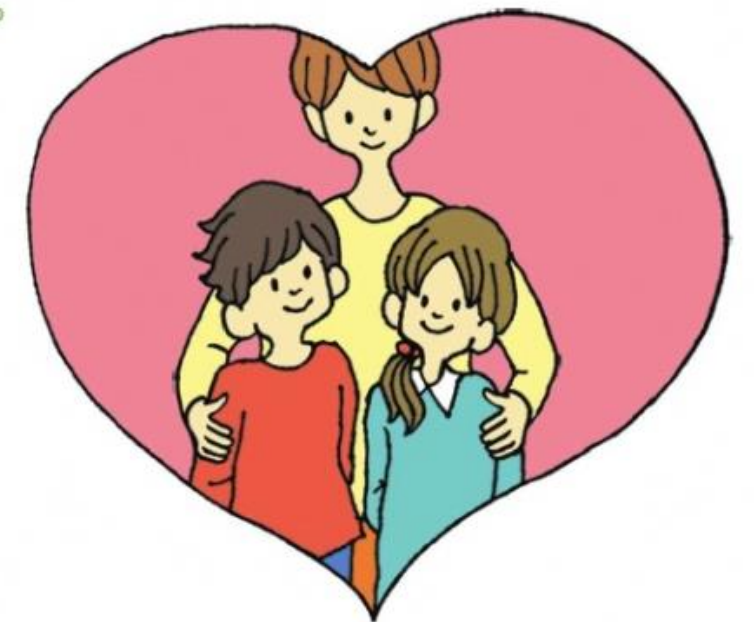
すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。

5

子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。

6

家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。



出典 こども家庭庁ホームページ

■こども大綱の概要

★こどもまんなか社会とは★

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会



こどもや若者が...

- ✓ 自分らしく生きられる
- ✓ 心身ともに健やかに成長できる
- ✓ 自由に夢を持ち、挑戦できる
- ✓ 困ったときは誰かに助けてもらえる
- ✓ 意見が尊重され、社会に関わることができる
- ✓ 自分のキャリアを諦めることなく、希望に応じて社会で活躍できる
- ✓ 希望に応じて家族を持ち、子どもを産み育てることができる

■こども大綱の概要

目的	「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策に関する基本事項を定める
こども施策の基本方針	①こども・若者を権利の主体として認識 ②こどもや若者の意見を聴き、ともに進める ③ライフステージに応じた切れ目ない支援 ④良好な成育環境の確保と貧困・格差の解消 ⑤若い世代の生活基盤安定、結婚・子育てに関する希望形成 ⑥施策の総合性の確保と連携重視
計画期間	令和6年度から概ね5年間（令和10年度まで）
ライフステージを通じた重要事項	・こどもの権利保障とその周知・教育 ・多様な遊び、体験機会の保障 ・貧困対策（学び・生活・就労支援） ・障害児・医療的ケア児の支援 ・虐待防止、ヤングケアラー支援 ・自殺・非行・性暴力・いじめから守る体制 ・切れ目のない保健・医療提供体制の構築

ライフステージごとの重要事項	誕生前～幼児期	・妊娠前からの切れ目ない保健医療の確保 ・幼児教育・保育の質と量の確保 ・遊び・発達保障、虐待リスク予防 ・乳幼児健診や予防接種の電子化
	学童期・思春期	・学校教育の質向上と安心できる学習環境 ・居場所づくり ・小児医療体制・こころのケアの充実 ・不登校支援、いじめ防止、校則見直し ・高校中退の予防とその後の支援
	青年期	・高等教育の支援（経済的・学びの質） ・就労支援・安定した雇用基盤の整備 ・結婚・出産・子育て希望への支援 ・若者の相談体制と孤立対策
	子育て当事者支援	・経済的負担軽減（手当、保育料、教育費） ・地域・家庭教育支援、共働き支援 ・父親の育児参加促進、両立環境の整備 ・ひとり親家庭への包括的支援
こども施策を推進するために必要な事項		・こども・若者の社会参画・意見反映 ・政策決定過程へのこども・若者の参画促進 ・社会参画・意見表明機会の充実

- 本市では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に第1期京丹後市子ども・子育て支援事業計画を策定、第2期計画を令和2年3月、第3期計画を令和7年3月に策定し、子ども・子育て支援施策に取り組んできたところ。
- この間、本市では出生数の減少、転出者の増加等により少子化が進む一方、共働き世帯の増加、就労形態の多様化など社会環境の変化により、多様化するニーズに応じた教育・保育の充実、子育てに係る経済的負担の軽減が求められている。
- さらに、地域コミュニティの希薄化により「こどもが地域コミュニティの中で育つ」ことが困難となっており、孤独・孤立への不安、児童虐待の相談件数も年々増加する中で、今後、地域の多様な居場所づくりが求められている。
- こうした中、国・府の動向や本市のこども・若者を取り巻く現状を踏まえ、これまで子育て、福祉、地域、教育、雇用など各分野、各部門で対応してきたこども・若者施策を、こども・若者の意見を取り入れた上で体系的に整理、再構築し、こどもや若者、子育て当事者等が将来に希望を持ちながら、幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる“こどもまんなか社会”の実現に向けた指針として「京丹後市こども計画」を策定するもの。

04

計画の位置付け

こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として、各法令に基づく計画と一体的に策定し、こども・子育て・若者支援の総合的な推進を図る。

国・京都府

【国】こども大綱

勘案

【府】こども計画

※京都府子ども子育て応援プラン（第2期京都府子ども子育て支援事業計画）、京都府子どもの貧困対策推進計画、家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画の3つを「京都府こども計画」として位置付け

勘案

勘案

京丹後市

第3次京丹後市総合計画

整合

京丹後市こども計画

-【統合】第3期子ども・子育て支援事業計画 - - - - -

(子ども子育て支援法第61条)

次世代育成支援対策行動計画 ※子ども・子育て支援事業計画に包含

(次世代育成対策推進法第8条)

【追加】子ども・若者計画

(子ども・若者育成支援推進法第9条第2項)

【追加】子どもの貧困対策についての計画

(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条)

【追加】少子化に対処するための施策

(少子化対策基本法第4条)

整合

関連計画

整合

- ・教育大綱
- ・教育振興計画
- ・地域福祉計画
- ・健康増進計画
- ・男女共同参画計画
- ・障害者計画
- ・障害福祉計画 他

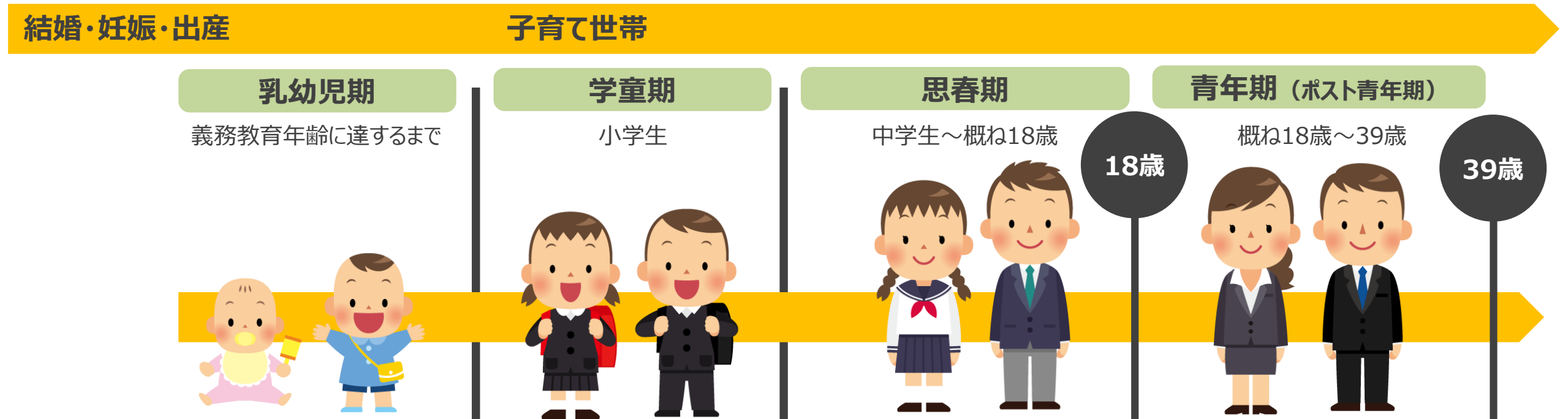
■こども計画の根拠となる法律について

法律	概要	関係条文
こども基本法	全てのこどもが幸福な生活を送ることができ る社会の実現を目指し、こども施策を社 会全体で総合的かつ強力に推進していく ための包括的な基本法として成立	(都道府県こども計画等) 第10条第 2 項 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘 案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（市町村こども計画）を定めるよう努めるものとする。 第10条第5項 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの 貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作 成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
子ども・若者育成支 援推進法	ニートやひきこもり、貧困、児童虐待、不 登校など、若者を巡る状況を踏まえ、困 難を抱える子ども・若者育成支援施策の 総合的な推進を目的に成立	(都道府県子ども・若者計画等) 第9条第2項 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成 支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援につい ての計画（市町村子ども・若者計画）を作成するよう努めるものとする。
こどもの貧困の解消 に向けた対策の推進 に関する法律	子どもの相対的貧困率の高止まり、世代 間で連鎖している状況を踏まえ、貧困対 策を総合的に推進するために成立	(都道府県計画等) 第10条第2項 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村にお けるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（市町村計画）を定めるよう努めるものとする。
次世代育成支援対 策推進法	少子化の進行と多様な働き方を支える 支援体制の整備を目的に時限法として 成立。（2032年3月末まで延長）	(市町村行動計画) 第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域におけ る子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整 備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他 の次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定することができる。
子ども・子育て支援 法	少子化の急速な進行や家庭、地域を取り 巻く環境の変化に鑑み、子ども子育て 支援給付その他の必要な支援を行うこと を目的に成立	(市町村子ども・子育て支援事業計画) 第61条 市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他 この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとする。

06

計画の対象

- 生まれる前から概ね30歳未満のこども・若者（施策によっては概ね39歳までのポスト青年期の者を含む）
- 子育て当事者、子育て支援を市と連携・協力して行う企業、団体、地域等



こども基本法における「こども」の定義

こども基本法において「こども」とは**心身の発達の過程にある者**と定義されており、18歳や20歳といった年齢では一律に区切らず、個に応じて必要なサポートが途切れないように配慮されている。

子ども・子育て支援事業計画			
次世代育成支援対策行動計画			
子どもの貧困対策計画			
子ども・若者計画			

07

計画期間

令和9年度から令和11年度までの3年間

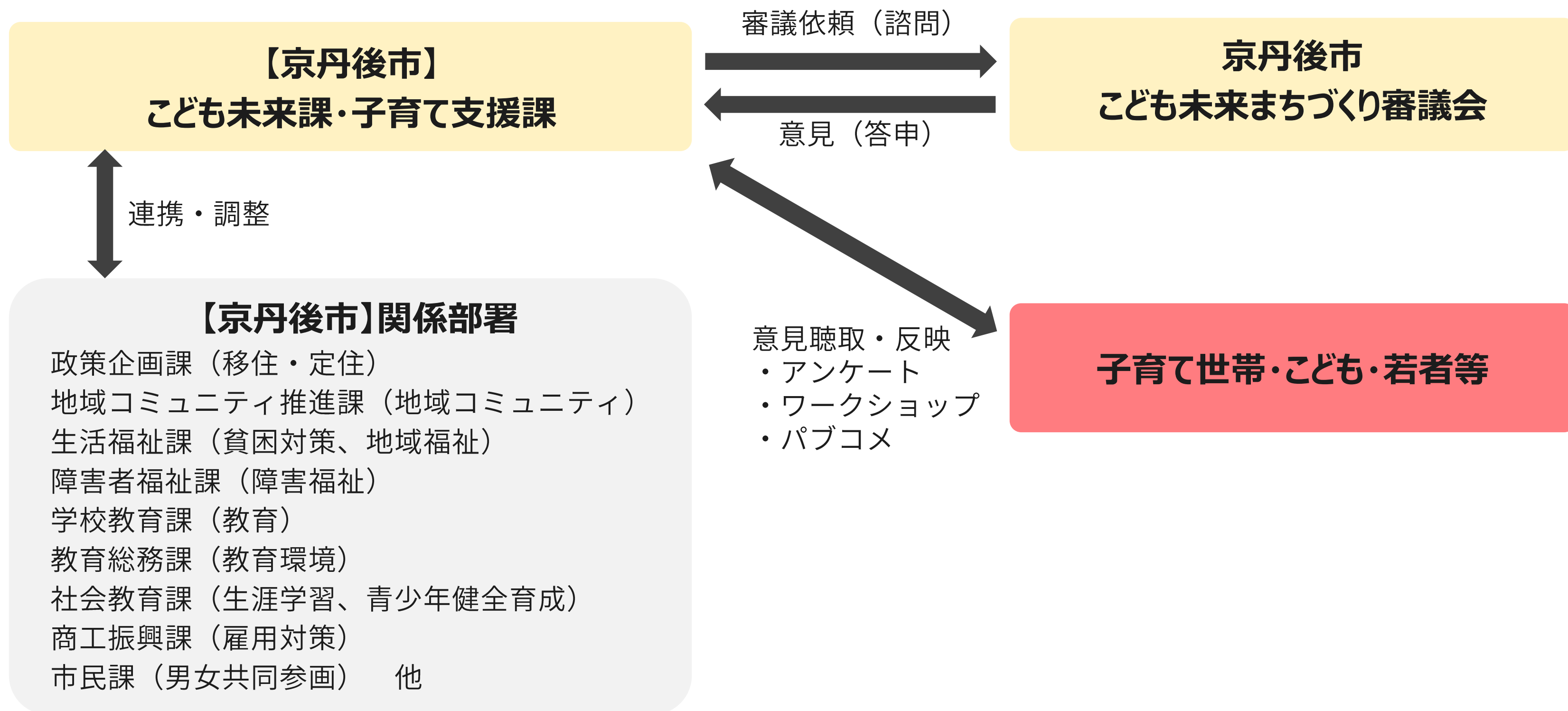
※子ども・子育て支援法において、市町村は1期5年の子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされていることから、
 現行の第3期子ども・子育て支援事業計画の終期に合わせて策定する。

※令和10年度中に見直し予定である国のこども大綱、京丹後市総合計画を踏まえ、令和11年度に京丹後市こども計画の見直しを行うこととする。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2030年度)
【国】こども大綱 ※令和5年12月策定				見直し予定 (見込み)			
第3次京丹後市総合計画				見直し			
京丹後市こども計画					見直し		
第3期子ども子育て支援事業計画 ※R9からこども計画に統合			こども計画に統合				

08

策定体制



新たな課題への対応策を具体化

こどもの権利擁護、遊び場、居場所づくり等、こども・若者の実態、意向を把握した上で、新たな課題への対応策を具体化

こども・若者を権利の主体として捉える

こども・若者を「保護の対象」としてだけでなく、まちづくりに参画する存在として尊重

こどもから若者まで切れ目ない支援

各分野にまたがるライフステージに応じた切れ目ない支援を分かりやすく可視化

こども・若者・子育て当事者に選ばれるまち

京丹後市でこどもを生み育てたい、戻ってきたい、住み続けたいと選ばれる、将来に希望を持てるまちの実現を目指す計画に

10

計画策定スケジュール（想定）

☑ R7.7月下旬

京丹後市こども未来まちづくり審議会

京丹後市こども計画策定方針（案）について



☑ R7.8月～11月末

こども・若者からの意見聴取

計画策定に向けたワークショップ、こどもアンケート、個別ヒアリング



☑ R8. 2月

京丹後市こども未来まちづくり審議会

こども・若者からの意見聴取の結果について



☑ R8.5月下旬

京丹後市こども未来まちづくり審議会に諮問

→以降、4回程度審議会を開催し、計画（案）について審議



☑ R8.9月初旬

答申、パブリック・コメント



☑ R8.12月初旬

令和8年12月議会に上程

11

こども・若者からの意見聴取について

なぜこども・若者から意見を聴くのか

- ・ こどもや若者の状況やニーズをよりの的確に踏まえることができ、**施策がより実効性のあるものになる**
- ・ こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、**自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高める**ことにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

出典 こども大綱

意見聴取の際の留意点

※こども・若者の意見反映に向けたガイドラインから抜粋

1. 年齢や発達段階に応じた意見聴取の工夫
2. こどもの意見＝気持ちや考え全般であると理解する
3. 声をあげにくい層（障害児、外国人のこども等）にも配慮した手法の検討
4. 「聴いて終わり」にならないよう丁寧なフィードバック



アンケート、個別ヒアリング、ワークショップを通じて、こども・若者、子育て支援団体等から広く意見を聴取し、どのように取り扱ったかフィードバックを行う

■こども計画の策定に係るアンケート調査（実施済のものを含む）

番号	対象	調査名	調査内容	実施方法	実施時期
①	小学校5・6年生、中学生、高校生	こども計画の策定に向けたアンケート調査	遊び場・居場所、権利保障、意見表明機会の確保、市に求めること等	小学校、高校を通じて依頼文書を配布し、各自ネット回答	9月以降
②	就学前児童、小学生がいる家庭	第3期子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査	子育て家庭をとりまく現状や課題、市民ニーズを把握	郵送配布、郵送回答又はネット回答	令和5年度済
③	中学3年生、高校3年生	まちづくりに関するアンケート調査	ふるさとに対する意識、将来の定住、職業への意向	小学校、高校を通じて依頼文書を配布、ネット回答	平成29年度～令和6年度
④	市内在住の18歳～39歳の若者	若者の暮らしに関するアンケート調査	若者の暮らしの実態や将来の希望、価値観について	無作為抽出で3,200人に郵送、郵送回答	令和5年度
⑤	小学6年生の児童、中学校の全生徒、教職員、小中学校	ヤングケアラーに関する調査	ヤングケアラーの実態把握	学校を通じて配布、ネット回答	令和5年度

■個別ヒアリング

番号	対象	調査内容	実施方法	実施時期
①	障害児・医療的ケア児とその家族、与謝の海支援学校	生活の状況、子育てに関する課題等	個別依頼、訪問	9月以降
②	外国人のこどもとその家族	生活の状況、子育てに関する課題等	個別依頼、訪問	9月以降
③	子育て支援団体（居場所づくり、こども食堂実施団体等）	子育て世帯の状況、活動を行う上での課題等、	個別依頼、訪問	9月以降
④	教育支援センター麦わら、ひきこもり相談窓口「ひととわ」、よのなか塾（職員、利用者）	こども・若者の状況、活動を行う上での課題等	個別依頼、訪問	9月以降
⑤	小学校低学年、未就学児	好きな場所、あったら良いなと思う場所、遊び場について	イベント時にインタビュー、園所に協力依頼等	9月以降

こどもアンケートのイメージ（小学5年生～中学3年生）

京丹後市役所から「こどもアンケート」回答のおねがい

みなさんがふだん過ごしているところや、どんなことを思っているかを聞かせてください！

京丹後市役所ではこどもや若い人みんなが幸せに暮らせるまちを目指していろんな取組を考えています。

みなさんの意見は「こどもまんなかのまち」をつくるためにとても大切です。

このアンケートは、まちの人たちが、みなさんの思いをしっかり受けとめて、これからのまちをよりよくしていくためにつかいます。

こたえにまちがいはありません。思ったことを書いてくれたらうれしいです。

みなさんの声をたくさん聞かせてくださいね。

令和7年●月 京丹後市

- ✓ 名前は書かなくても良いです
- ✓ 答えるときは、質問ごとの説明をよく読んで、あてはまる番号を選んでください
- ✓ 「その他」を選んだときは、（ ）にくわしい内ようを書いてください。
- ✓ おうちの人や先生に答えが見られることはありません。
- ✓ 分からないところは、「お問合せ」にれんらくしてください。
- ✓ 紙で答えたい場合は、「お問合せ」にれんらくしてください。
- ✓ 答えたくない質問には答えなくてよいです。

アンケート入力先 ▶▶▶

右にある二次元コードまたはURLから回答してください。

URL: <https://www.....>

回答は、令和7年●月●日まで



【お問合せ】 京丹後市役所 こども部こども未来課 電話:0772-69-0120 メール: kodomomirai@city.kyotango.lg.jp

1．あなたの学年、住んでいる地域

設問		選択肢例	設問の意図
(1)	あなたの学年を選んでください	①小学5年 ②小学6年 ③中学1年 ④中学2年 ⑤中学3年	年代別傾向分析に使用
(2)	あなたの住んでいる地域を教えてください	①峰山町 ②大宮町 ③網野町 ④弥栄町 ⑤丹後町 ⑥久美浜町	地域ごとの居場所等の環境差分析に使用
(3)	あなたの性別を教えてください	①男 ②女 ③その他（答えたくない等）	性別による傾向分析に使用

2．こどもの権利について

設問		選択肢例	設問の意図
(4)	こどもには大切なこどもの権利があります。 あなたは「こどもの権利」を知っていましたか。	①どんな内容がよく知っている ②少し知っている ③聞いたことがある ④知らなかった	こども自らが権利を認識しているかを把握 （教育、啓発の必要性を確認）
(5)	こどもの権利には次のようなものがあります。 あなたやあなたのまわりで、守られていないと 思う「こどもの権利」を選んでください。 ※あてはまるものすべてを選んでください	①差別されないこと ②悪口を言われたり、仲間外れにされたりしないこと ③命 が守られ、成長できること ④こどもにとって、一番良いことは何かを考えてくれるこ と ⑥自分の意見を自由に言えること、大人に聞いてもらえること ⑦たたかれ たり、いやなことをされたりしないこと ⑧学校などで勉強ができること ⑨休んだり、 遊んだりすること ⑩自由に考えたり、選んだりすること ⑪知っている権利はない	こどもの権利の実質的保障の有無をこどもの 実感として測定
(6)	あなたの気持ちや考えを、まわりの大人は 大切にしてくれていると感じますか。	①そう思う ②まあそう思う ③あまりそう思わない ④そう思わない	意見表明権の実質的保障の有無（家庭・ 学校など）をこどもの実感として測定
(7)	あなたは悩んでいることや困っていることがあ りますか ※あてはまるものすべてを選んでください	①勉強や成績のこと ②友達のこと ③将来のこと ④家族のこと ⑤性格のこ と ⑥身体のこと ⑦進路のこと ⑧いじめのこと ⑨暴力（虐待のこと）⑩お金 のこと ⑪インターネット、SNSのこと ⑫その他（ ） ⑬悩みはない	悩みの種類の把握し相談支援や居場所支 援の焦点を絞る
(8)	その悩みを相談できる人はいますか	①いる ②いない	相談先の有無を把握

3．居場所について

設問		選択肢例	設問の意図
(9)	あなたは、放課後や休日の自由な時間に、次のうち、どこで過ごすことが多いですか。 ※とくに当てはまるもの3つまで	①家 ②祖父母・親戚の家 ③友達の家 ④放課後児童クラブ ⑤クラブ活動・部活動の場所 ⑥習い事や塾などの場所 ⑦公園 ⑧お店（ショッピングセンターやファストフード店等）⑨図書館や地域の公民館などの施設 ⑩オンライン空間（SNS、オンラインゲーム等） ⑪その他（ ）	現在の放課後、休日の居場所の実態を把握
(10)	あなたが「ここに居たい」「居心地が良い」と感じる場所はどこですか。 ※とくにに当てはまるもの3つまで	①家 ②祖父母・親戚の家 ③友達の家 ④放課後児童クラブ ⑤クラブ活動・部活動の場所 ⑥習い事や塾などの場所 ⑦公園 ⑧お店（ショッピングセンターやファストフード店等）⑨図書館や地域の公民館などの施設 ⑩オンライン空間（SNS、オンラインゲーム等） ⑪その他（ ） ⑫「居心地が良い」と感じる場所はない（①～⑪に当てはまらない）	安心できる居場所の有無とニーズの有無
(11)	あなたが「居心地が良い」と感じる場所はどんな場所ですか。 ※特に当てはまるもの3つまで	①自分一人で行けて、好きなだけ居られる ②何もせずのんびりできる ③好きなものがあったり、好きなことができる ④周りに気を使わず、自分のペースでいられる⑤友達や親しい人と居られる ⑥色々な人と出会える ⑦大人に指図されたり、強制されたりしない ⑧新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできる ⑨悩みごとの相談にのってもらったり、一緒に遊んでくれる大人がいる ⑩いろいろなイベントがあり、自分の好きなものに参加できる ⑪その他（ ）	居場所に求める機能、要素の把握
(12)	京丹後市にもっとこんな場所があれば良いと思うことがあれば教えてください。	自由記述	こども視点の自由な提案の収集

4. まちづくりへの参加について

設問		選択肢例	設問の意図
(13)	京丹後市では子どもたちみんなが幸せに暮らせる「こどもまんなか社会」を目指しています。 あなたは「こどもまんなか社会」と聞いてどんなことをイメージしますか。 ※とくにあてはまるもの3つ	①大人がこどもの意見をしっかり聞いて、まじめに取り組んでくれる ②一人ひとりの好きなことや得意なことを周りから大切に考えてもらえる ③放課後や休みの日にこどもが安心して楽しく過ごす場所（公園、遊び場など）が近くにある ④家族と過ごす時間がたくさんある ⑤友達と過ごす時間がたくさんある ⑥病気やケガをしても、近くに病院や治療できる場所がある ⑦こどもが近所の人や地域の人と顔見知りで安心して暮らすことができる ⑧こどもが近所の人や地域の人と顔見知りで安心して暮らすことができる ⑨その他（ ）	子どもがどんな社会を望んでいるのかを可視化
(14)	自分の住んでいるまちについて、「もっとこうなったら良いな」「もっとこうしたら良いな」と思うことはありますか。	①ある ②ない	まちへの関心の有無を把握（ ）
(15)	その思いを伝えたことはありますか。	①ある ②ない	意見を表明できる機会が現実にあるかを把握
(16)	あなたはどんな方法であればまちのことについて、市役所に自分の意見を伝えやすいと思いますか。 ※あてはまるものすべてを選んでください。	①匿名（自分がだれか知られずに）で伝えることができる ②意見の伝え方や伝える意見のテーマを前もって学ぶ機会がある ③直接市役所の人にとって伝える ④SNSで伝える ⑤インターネットのアンケートで伝える ⑥イベントで伝える ⑦電話で伝える ⑧その他（ ）	こどもの意見表明の仕組みづくりに活用

■こども計画の策定に向けたワークショップ

名称	(仮) きょうたんご★こども・若者トーク！
目的	京丹後市に暮らすこども・若者が、自分たちの視点でまちの将来について意見を交わし、その声を京丹後市こども計画に反映することを目的とする。
対象	市内在住のこども・若者（概ね小5～39歳）、子育て中の保護者
実施日	令和7年8月～11月 ①イベント形式 9月下旬～10月下旬 土曜日 日中 ②出前授業形式 小・中・高校の授業、イベント等に合わせて随時
参加者	①イベント形式 公募 ②出前授業形式 各学校からの申込により授業内で実施
形式	各1回完結型のワークショップ
定員	各回20名程度
講師	①イベント形式 こども家庭庁から派遣 ②出前授業形式 市職員

内容	グループ対話形式による意見交換 【テーマ案】 「放課後どこ行く？ここがわたしのホッとする場所」 ～こどもが安心して過ごせる第3の居場所を考える～ 「こどもまんなかのまち”ってどんなまち？」 ～自分の目線で幸せに暮らせるまちを描こう～ 「こどもの困ったがまちづくりのヒントに！」 ～みんなでつくるアイデア会議～ 「わたしの理想の子育て」 ～親も子どもも地域もハッピーなまちの姿を考えよう～ 「こどもが笑顔で自分らしく居られるまちとは」 ～こどもの権利が守られる社会をつくる～
当日の流れ	① オリエンテーション（趣旨、ルール説明） ② 自己紹介もかねたアイスブレイク ③ テーマに沿ってディスカッション ④ 全体共有 ⑤ まとめ、好評
備考	どのように意見が取り扱われたのか、参加者向けのフィードバック資料を作成